

高砂市立図書館 雑誌スポンサー制度 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高砂市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、高砂市立図書館（以下「図書館」という。）においてより多くの雑誌を収蔵し、市民に対する図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、図書館にて提供する雑誌について、広告の掲載を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が代金を負担し、寄贈することをいう。

2 雑誌スポンサーは、申請に際し、購入する雑誌最新号カバーの表面に雑誌スポンサー名を、裏面に広告を掲載することができる。

3 雑誌の設置場所、保存・廃棄等については図書館が決定する。

4 雑誌の紛失や盗難、自然災害等によって当該雑誌が館内で提供できない場合は、広告掲載も中断するものとする。

(資格要件)

第4条 雑誌スポンサー制度の対象は、企業、商店、団体とする。

2 申請者が、次に掲げる事業者に係るものであるときは、雑誌スポンサーの対象としない。掲載期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) 武器等の製造業又は武器等の販売業
- (4) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (5) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじを除く。)
- (6) 投機の商品に関する業種
- (7) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種
- (8) 占い又は運勢判断に関する業種
- (9) 興信所又は探偵事務所等
- (10) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (11) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (14) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者

(15) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者

(16) 問い合わせ先や連絡先が個人宅固定電話番号又は携帯電話番号となっている事業者等

(17) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと高砂市立図書館長（以下「館長」という。）が認めるもの

（覚書の締結）

第5条 雑誌の寄贈、広告の掲載、その他の必要事項について、館長と雑誌スポンサーとで覚書を締結する。

（覚書の期間）

第6条 覚書の期間は、雑誌が図書館に納入される月から当該年度末までとする。

2 期間満了の3箇月前までに、図書館または雑誌スポンサーいずれかの解除の意思表示がない場合は継続するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

（広告の内容）

第7条 雑誌スポンサーは、掲載する広告の内容について、事前に図書館に提出しなければならない。

2 広告の内容は、別に定める基準に照らし、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

（広告掲載期間）

第8条 広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。年度途中からは、図書館が掲示を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解除の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（雑誌スポンサーの募集）

第9条 雑誌スポンサーの募集については、館長が募集要領に別途定める。

（雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査）

第10条 申請があった際、館長は関係法規に照らし、雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査を行う。

2 館長は、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、前項の修正・削除等の依頼に応じなければならない。

（報告及び承認）

第11条 館長は、雑誌スポンサーの選定結果及び広告内容の審査結果について、高砂市教育委員会に報告し、承認を受けなければならない。

（広告掲載の責務）

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月20日から施行する。